

資料4

# 国民健康保険制度改正の概要について

# 【医療保険制度の体系】

## 後期高齢者医療制度

約15兆円

- ・75歳以上  
・約1,610万人
- ・保険者数:47(広域連合)

75歳

## 前期高齢者財政調整制度(約1630万人) 約7兆円(再掲) ※3

65歳

### 健康保険組合 共済組合

- ・大企業のサラリーマン  
・約2,890万人
- ・公務員  
・約880万人
- ・保険者数:85

### 健保組合・共済等 約4兆円

### 国民健康保険 (市町村国保+国保組合)

- ・自営業者、年金生活者、  
非正規雇用者等
- ・約3,700万人
- ・保険者数:約1,900

### 約10兆円

### 健康保険組合

- ・中小企業のサラリーマン  
・約3,500万人
- ・保険者数:1

### 約5兆円

※1 加入者数・保険者数・金額は、平成27年度予算をベースの数値。

※2 上記のほか、経過措置として退職者医療(対象者約120万人)がある。

※3 前期高齢者数(約1630万人)の内訳は、国保約1310万人、協会けんぽ約210万人、健保組合約90万人、共済組合約10万人。

## 各保険者の比較

	市町村国保	協会けんぽ	組合健保	共済組合	後期高齢者医療制度
保険者数 (平成25年3月末)	1,717	1	1,431	85	47
加入者数 (平成25年3月末)	3,466万人 (2,025万世帯)	3,510万人 被保険者1,987万人 被扶養者1,523万人	2,935万人 被保険者1,554万人 被扶養者1,382万人	900万人 被保険者450万人 被扶養者450万人	1,517万人
加入者平均年齢 (平成24年度)	50.4歳	36.4歳	34.3歳	33.3歳	82.0歳
65~74歳の割合 (平成24年度)	32.5%	5.0%	2.6%	1.4%	2.6% (※2)
加入者一人当たり医療費 (平成24年度)	31.6万円	16.1万円	14.4万円	14.8万円	91.9万円
加入者一人当たり 平均所得 (平成24年度)	83万円 一世帯当たり 14.2万円	137万円 一世帯当たり 24.2万円	200万円 一世帯当たり (※4) 37.6万円	230万円 一世帯当たり (※4) 46.0万円	80万円
加入者一人当たり 平均保険料 (平成24年度) (※5) <事業主負担込>	8.3万円 一世帯当たり 14.2万円	10.5万円 <20.9万円> 被保険者一人当たり 18.4万円 <36.8万円>	10.6万円 <23.4万円> 被保険者一人当たり 19.9万円 <43.9万円>	12.6万円 <25.3万円> 被保険者一人当たり 25.3万円 <50.6万円>	6.7万円
保険料負担率 (※6)	9.9%	7.6%	5.3%	5.5%	8.4%
公費負担	給付費等の50% + 保険料軽減等	給付費等の16.4%	後期高齢者支援金等の 負担が重い保険者等への 補助 (※8)	給付費等の約50% + 保険料軽減等 なし	給付費等の約50% + 保険料軽減等
公費負担額 (※7) (平成27年度予算ベース)	4兆3,814億円 (国3兆1382億)	1兆1,692億円 (全額国費)	308億円 (全額国費)	7兆5,347億円 (国4兆8450億円)	

(※1) 組合健保の加入者一人当たり平均保険料及び保険料負担率については速報値である。

(※2) 一定定の障害の状態に応じた者の割合である。市町村国保及び後期高齢者医療制度については、「総所得金額(収入総額)から必要経費、給与所得金額(収入総額)と「離職失の継続控除額」と「離職失の継続控除額」を加えたものを年度平均加入者数で除したもの。(市町村国保は「国民健康保険実態調査、後期高齢者医療制度は「後期高齢者医療制度被保険者実態調査」それぞれの前年所得を使用している。)

(※3) 市町村国保及び後期高齢者医療制度について、「標準報酬総額」から「給与所得控除額」を除いたものを、年度平均加入者数で除した参考値である。

(※4) 被保険者一人当たり保険料額を表す。  
(※5) 加入者一人当たり平均保険料額は、市町村国保、後期高齢者医療制度は現年分保険料調定額、被用者保険は決算における保険料額を基に推計。保険料額に介護分は含まれない。

(※6) 保険料負担率は、加入者一人当たり平均所得で除した額。

(※7) 介護納付金及び特定健診・特定保健指導・保険料軽減等に対する負担金・補助金は含まれていない。

# 市町村国保が抱える構造的な課題と 社会保障制度改革プログラム法における対応の方向性

## 1. 年齢構成

### ① 年齢構成が高く、医療費水準が高い

・65～74歳の割合：国保(35.6%)、健保組合(2.8%)

・一人あたり医療費：国保(32.5万円)、健保組合(14.6万円)

## 2. 財政基盤

### ② 所得水準が低い

・加入者一人当たり平均所得：国保(83万円)、健保組合(202万円(推計))  
・無所得世帯割合：23.1%

### ③ 保険料負担が重い

・加入者一人当たり保険料／加入者一人当たり所得  
市町村国保(10.3%)、健保組合(5.6%) ※健保は本人負担分のみの推計値

### ④ 保険料(税)の収納率低下

・収納率：平成11年度 91.38% → 平成26年度 90.95%  
・最高収納率：95.25%(島根県) 最低収納率：86.74%(東京都)

### ⑤ 一般会計繰入・繰上充用

・市町村による法定外繰入額：約3,800億円 うち決算補てん等の目的：約3,500億円、  
繰上充用額：約900億円(平成26年度)

## 3. 財政の安定性・市町村格差

### ⑥ 財政運営が不安定になるリスクの高い小規模保険者の存在

・1716保険者中3000人未満の小規模保険者 471 (全体の1/4)

### ⑦ 市町村間の格差

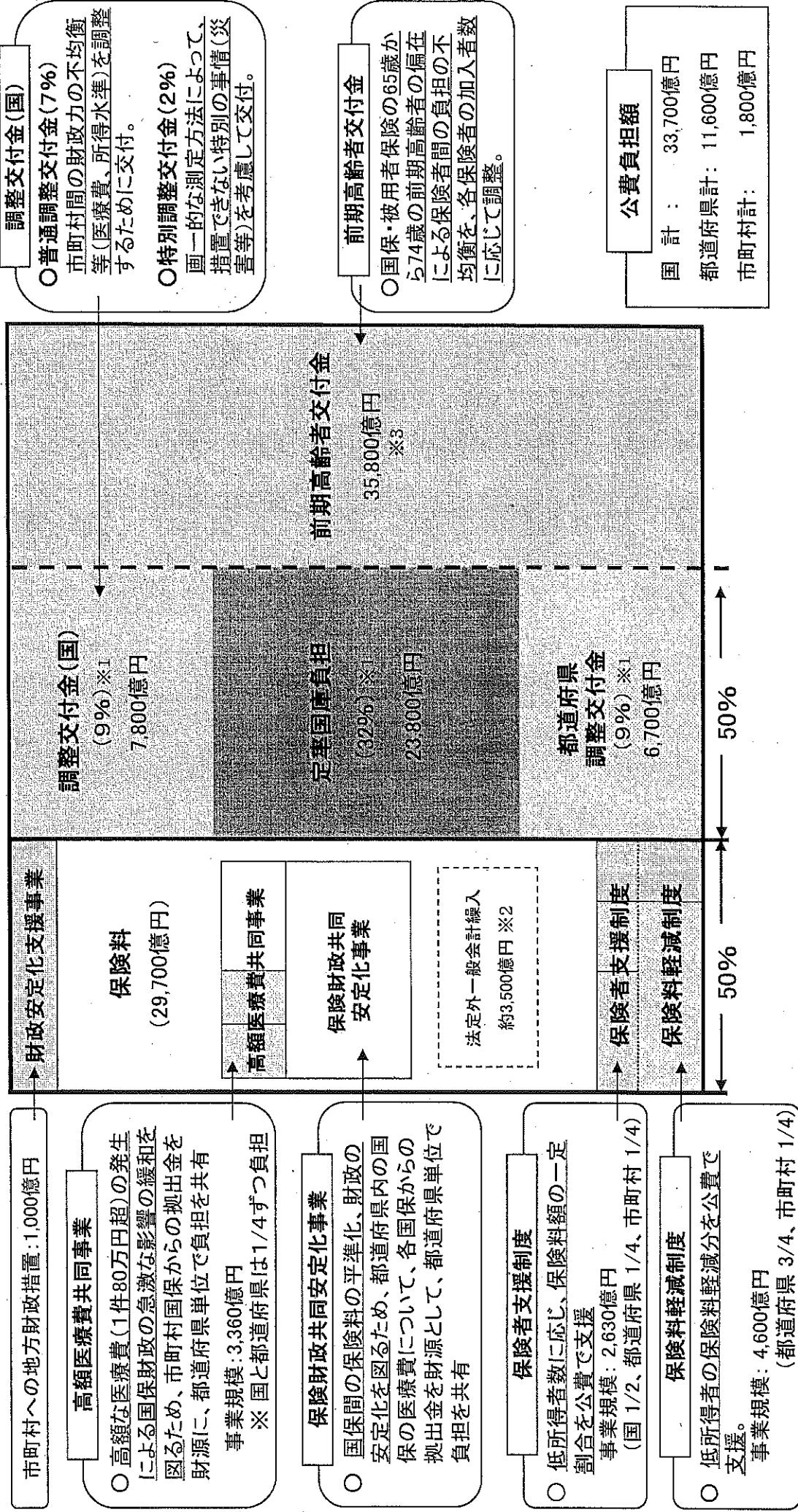
・一人あたり医療費の都道府県内格差 最大：2.7倍(北海道) 最小：1.1倍(富山県)  
・一人あたり所得の都道府県内格差 最大：22.4倍(北海道) 最小：1.2倍(福井県)  
・一人当たり保険料の都道府県内格差 最大：3.7倍(長野県)※ 最小：1.3倍(長崎県)  
※東日本大震災による保険料(税)減免の影響が大きい福島県を除く。

- ① 国保に対する財政支援の拡充
- ② 国保の運営により、国保の財政上の構造的な問題を解決することとした上で、財政運営を始めとして都道府県が担うことを基本としつつ、
  - ・財政運営の賦課徴収、保健事業の実施等に関する市町村の役割が積極的に果たされるよう、都道府県と市町村との適切な役割分担について検討
- ③ 低所得者に対する保険料軽減措置の拡充

# 国保財政の現状

(平成28年度予算ベース)

医療給付費等総額： 約113,700億円



※1 それぞれ保険給付費等の9%、32%、9%の割合を基本とするが、定率国庫負担等のうち一定額にについて、財政調整機能を強化する観点から国の調整交付金に振りかえる等の法律上の措置がある

※2 平成26年度決算(速報値)における決算補填等の目的的一般会計繰入の額

※3 退職被保険者を除いて算定した前期高齢者交付金額であり、実際の交付額とは異なる

# 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の概要

(平成27年5月27日成立)

持続可能な社会保険制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づく措置として、持続可能な医療保険制度を構築するため、国保をはじめとする医療保険制度の財政基盤の財政基盤の財政運営の安定化、負担の公平化、医療費適正化の推進、患者申出療養の創設等の措置を講ずる。

## 1. 国民健康保険の安定化

- 国保への財政支援の拡充により、財政基盤を強化 (27年度から約1700億円、30年度以降は毎年約3400億円)
- 平成30年度から、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定化

## 2. 従期高齢者支援金の全面総報酬割の導入

- 被用者保険者の後期高齢者支援金について、段階的に全面総報酬割を実施

(現行:1/3総報酬割)→27年度:1/2総報酬割→28年度:2/3総報酬割→29年度:全面総報酬割

## 3. 負担の公平化等

- ①入院料の食事代について、在宅療養との公平等の観点から、調理費が含まれるよう段階的に引き上げ (現行:1食260円→28年度:1食360円→30年度:1食460円。低所得者・小児慢性特定疾患患者の負担は引き上げない)
- ②特定機能病院等は、医療機関の機能分担のため、必要に応じて患者に病状に応じた適切な医療機関を紹介する等の措置を講ずることとする（紹介状なしの大病院要修整時の定期負担の導入）
- ③健康保険の保険料の算定の基礎となる標準報酬月額の上限額を引き上げ (121万円から139万円に)

## 4. その他

- ①協会けんぽの医療補助率を「当分の間16.4%」と定めるとともに、法定準備金を超える準備金に係る国庫補助額の特例的な減額措置を講ずる
- ②被保険者の所得水準の低い組合に影響が生じないよう、調整補助金を増額
- ③医療費適正化計画の見直し、予防・健診づくりの促進
  - ・都道府県が地域医療構想と整合的な目標(医療費の水準、医療の効率的な提供の推進)を計画の中に設定
  - ・保険者が行う保健事業に、予防・健診づくりに關する被保険者の自効力への支援を追加
- ④患者申出療養を創設 (患者からの申出を起點とする新たな保険外併用療養の仕組み)

【施行期日】 平成30年4月1日 (4①は公布の日 (平成27年5月29日)、5 2は公布の日及び平成29年4月1日、3及び4②～④は平成28年4月1日)

# 国保制度改革の概要(公費による財政支援の拡充)

- 国民健康保険に対し、平成26年度に実施した低所得者向けの保険料軽減措置の拡充(約500億円)に加え、毎年約3,400億円の財政支援の拡充等を以下の通り実施することにより、国保の抜本的な財政基盤の強化を図る。
- ※ 公費約3,400億円は、現在の国保の保険料総額(約3兆円)の1割を超える規模
- ※ 被保険者一人当たり、約1万円の財政改善効果

## <平成27年度から実施>

- 低所得者対策の強化のため、保険料の軽減対象となる低所得者数に応じた自治体への財政支援を拡充(約1,700億円)

## <平成30年度から実施>(毎年約1,700億円)

- 財政調整機能の強化(財政調整交付金の実質的増額)
- 自治体の責めによらない要因による医療費増・負担への対応  
(精神疾患、子どもの被保険者数、非自発的失業者等)  
700～800億円
- 保険者努力支援制度…医療費の適正化に向けた取組等に対する支援 700～800億円
- 財政リスクの分散・軽減方策(財政安定化基金の創設・高額医療費への対応等) 等

・平成27年度から、財政安定化基金を段階的に造成等(平成27年度200億円、平成28年度約400億円)

・平成30年度以降は、上記の項目に約1,700億円を配分

- あわせて、医療費の適正化に向けた取組や保険料の収納率向上などの事業運営の改善等を一層推進し、財政基盤の強化を図る。

# 国保制度改革の概要(運営の在り方の見直し)

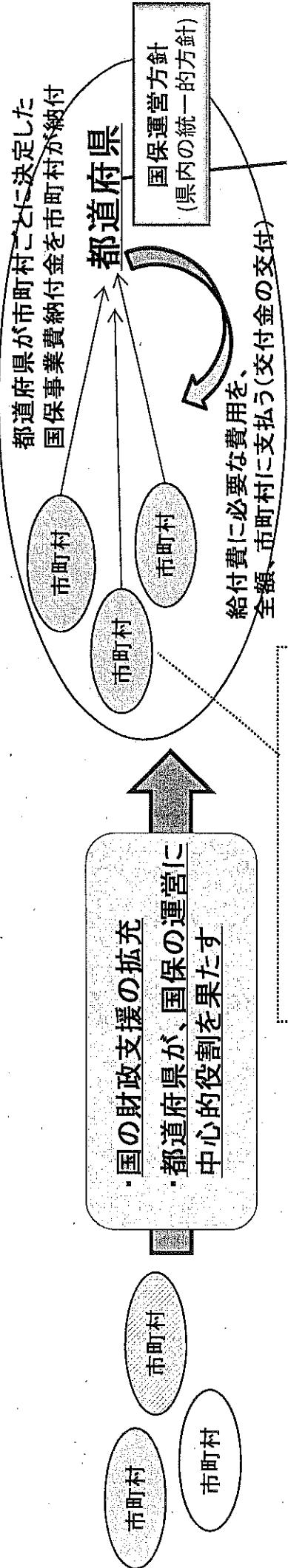
○平成30年度から、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定化

- ・給付費に必要な費用は、全額、都道府県が市町村に交付
- ・将来的な保険料負担の平準化を進めるため、都道府県は、市町村ごとの標準保険料率を提示（標準的な住民負担の見える化）
- ・都道府県は、国保の運営方針を定め、市町村の事務の効率化・広域化等を推進

○市町村は、地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課・徴収、保健事業等、地域におけるきめ細かい事業を引き続き担う

## 【現行】市町村が個別に運営

【改革後】都道府県が財政運営責任を担うなど中心的役割



- ・資格管理(被保険者証等の発行)
- ・保険料率の決定、賦課・徴収
- ・保険給付
- ・保健事業

※被保険者証とは都道府県名のもの

※保険料率は市町村ごとに決定

※事務の標準化、効率化、広域化を進めること

- ・財政運営責任(提供体制と双方に責任発揮)
- ・市町村ごとの納付金を決定
- ・市町村ごとの医療費水準、所得水準を考慮することが基本
- ・市町村ごとの標準保険料率等の設定
- ・市町村が行った保険給付の点検、事後調整
- ・市町村が担う事務の標準化、効率化、広域化を促進

なお、国の普通調整交付金については、都道府県間の所得水準を調整する役割を担うよう適切に見直す

## 改革後の国保の運営に係る都道府県と市町村それぞれの役割

改革の方向性	
1. 運営の在り方 (総論)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都道府県が、当該都道府県内の市町村とともに、国保の運営を担う</li> <li>○ 都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定化</li> <li>○ 都道府県が、都道府県内の統一的な運営方針としての国保運営方針を示し、市町村が担う事務の効率化、標準化、広域化を推進</li> </ul>
2. 財政運営	<p><u>都道府県の主な役割</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 財政運営の責任主体</li> <li>・ 市町村ごとの国保事業費納付金を決定</li> <li>・ 財政安定化基金の設置・運営</li> </ul>
3. 資格管理	<p><u>都道府県の主な役割</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国保運営方針に基づき、事務の効率化、標準化、広域化を推進</li> <li>※4. と5. も同様</li> </ul>
4. 保険料の決定 賦課・徴収	<p><u>市町村ごとの標準保険料率を算定・公表</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 標準的な算定方法等により、市町村ごとの標準保険料率を算定・公表</li> <li>・ 給付に必要な費用を、全額、市町村に対して支払い</li> <li>・ 市町村が行つた保険給付の点検</li> </ul>
5. 保険給付	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保険給付の決定</li> <li>・ 個々の事情に応じた窓口負担減免等</li> </ul>
6. 保健事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被保険者の特性に応じたきめ細かい保健事業を実施</li> <li>（データヘルス事業等）</li> </ul>

# 1. 国保運営方針策定のねらい

2016年4月28日  
国保運営方針策定要領

## (1) 市町村国保の現状と課題

- 国保には、小規模保険者が多数存在し、財政が不安定になりやすい等の財政運営上の構造的な課題や、市町村ごとに事務処理の実施方法にばらつきがある等の事業運営上の課題がある。
- こうした課題に対し、これまで、公費投入、保険者事務の共通化・共同実施・広域化などによって対応してきたが、いまだ十分とはいえない。



## (2) 改正法による国保の都道府県単位化

- こうした現状を改善するため、国民健康保険への財政支援の拡充を行うとともに、平成30年度から、都道府県が、国民健康保険の財政運営の責任主体として、安定的な財政運営や効率的な事業の確保などの事業運営において中心的な役割を担うことにより、国民健康保険制度の安定化を図ることとされた。

## (3) 国保運営方針の必要性

- 新制度においては、都道府県が財政運営の責任主体となるほか、市町村においても、資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課・徴収、保健事業等の地域におけるきめ細かい事業を引き続き担うこととされている。
- そこで、新制度においては、都道府県とその県内の各市町村が一体となって保険者の事務を共通認識の下で実施するとともに、各市町村が事業の地域化や効率化を推進できるよう、都道府県が県内の統一的な国民健康保険の運営方針を定める必要がある。

※ 改正法の施行日は平成30年4月1日であるが、改正法附則第7条において、都道府県は、施行日の前日までに国保運営方針を定めることとされている。このため、各都道府県においては、地域の実情に応じ、市町村等との連携会議や国保運営協議会を前倒しで設置して検討を行うなど、国保運営方針を定めるための準備を速やかに行い、平成29年度内に策定していただきが必要がある。

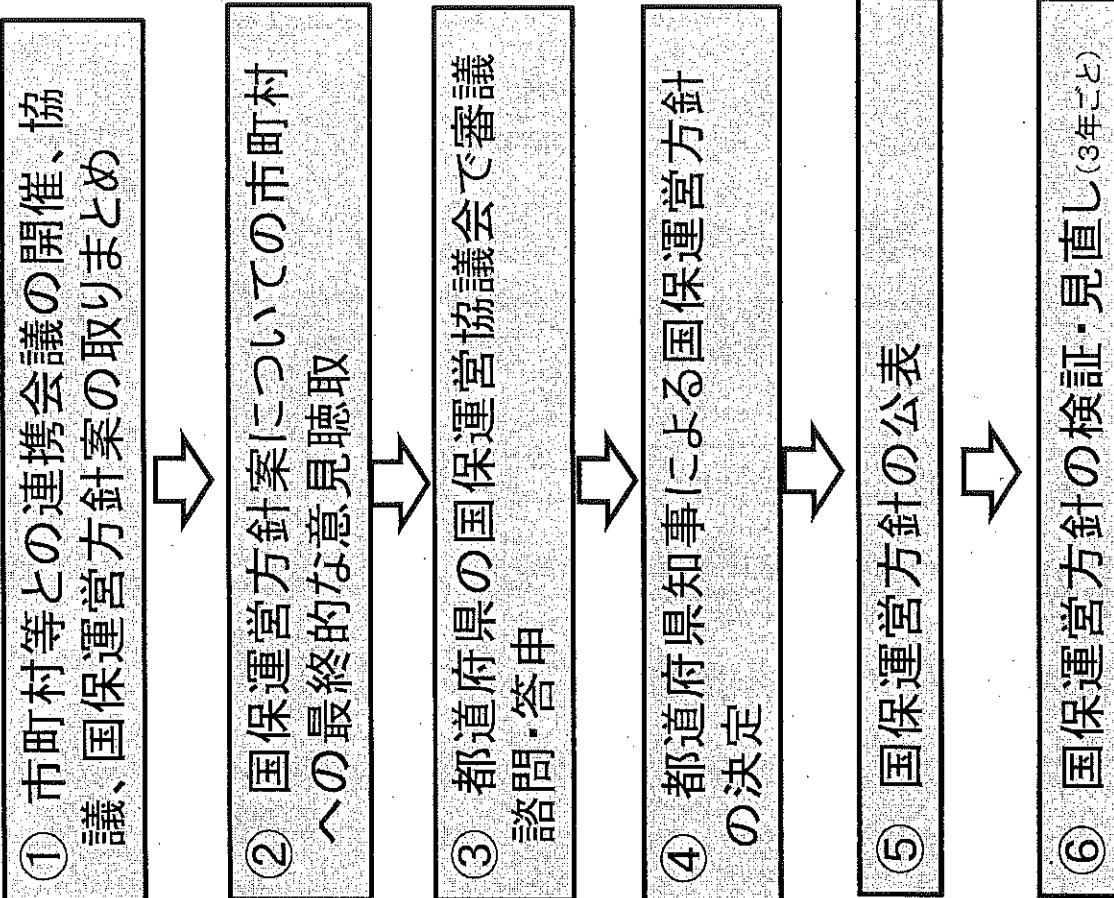
# 国保運営方針について

- 都道府県は、安定的な財政運営や効率的な事業運営のための国保運営方針を定める。

## 国保運営方針の記載事項

- 【法定事項】
  - ①国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し
  - ②市町村における保険料の標準的な算定方法に関する事項
  - ③市町村における保険料の徴収の適正な実施に関する事項
  - ④市町村における保険給付の適正な実施に関する事項
- 【任意事項】
  - ⑤医療費の適正化に関する事項
  - ⑥市町村が担う事務の広域的及び効率的な運営の推進に関する事項
  - ⑦保健医療サービス・福祉サービス等との連携
  - ⑧施策の実施のために必要な関係市町村相互間の連絡調整等

- 都道府県内の統一進め方



## 改革後の国保財政の仕組み(イメージ)

○ 都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村ごとの国保事業費納付金の額の決定や、保険給付に必要な費用を、全額、市町村に対して支払う(保険給付費等交付金の交付)ことににより、国保財政の「入り」と「出」を管理する。

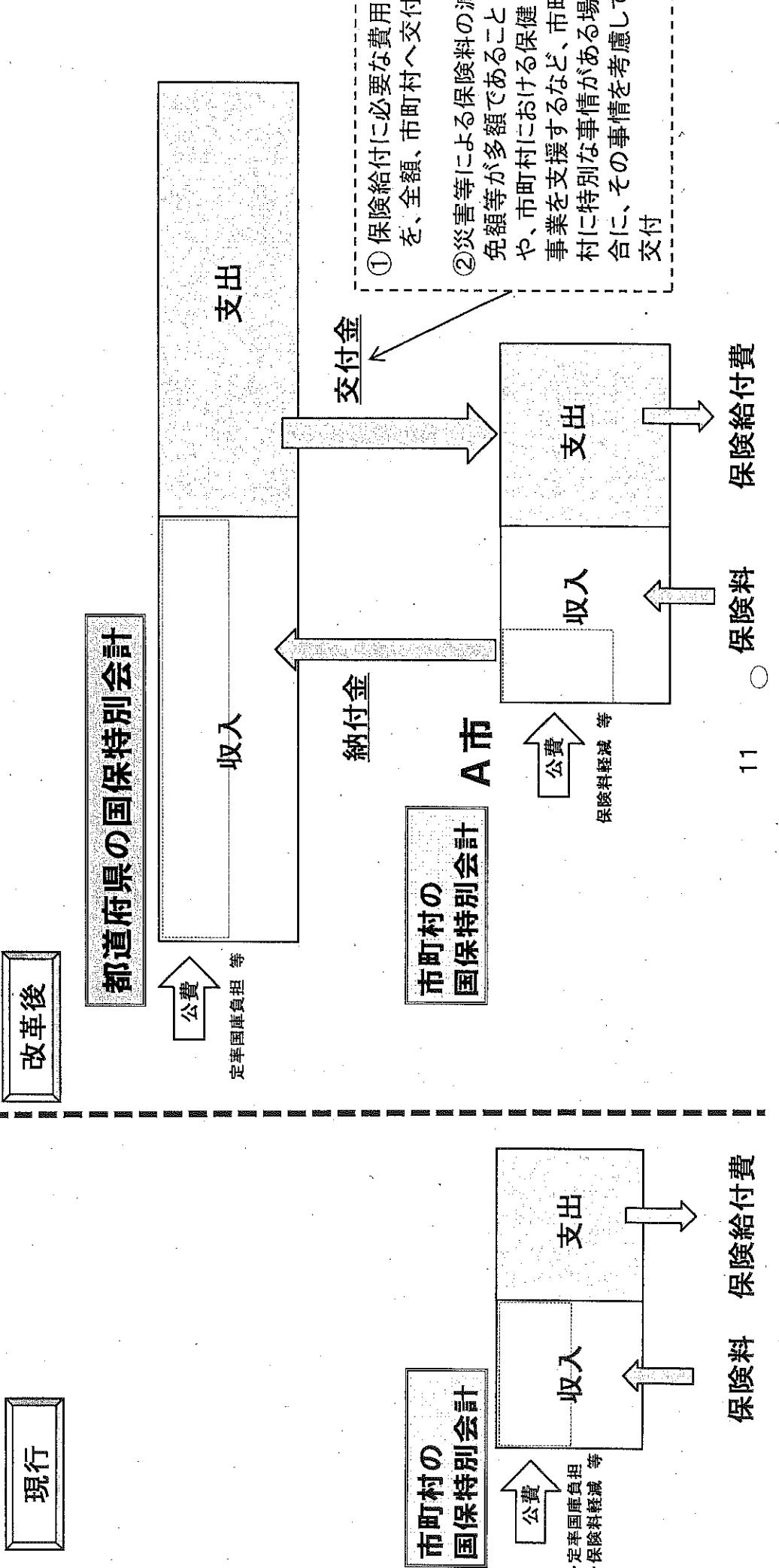
※ 都道府県にも国保特別会計を設置

○ 市町村は、都道府県が市町村ごとに決定した納付金を都道府県に納付する。

※ 納付金の額は、市町村ごとの医療費水準と所得水準を考慮

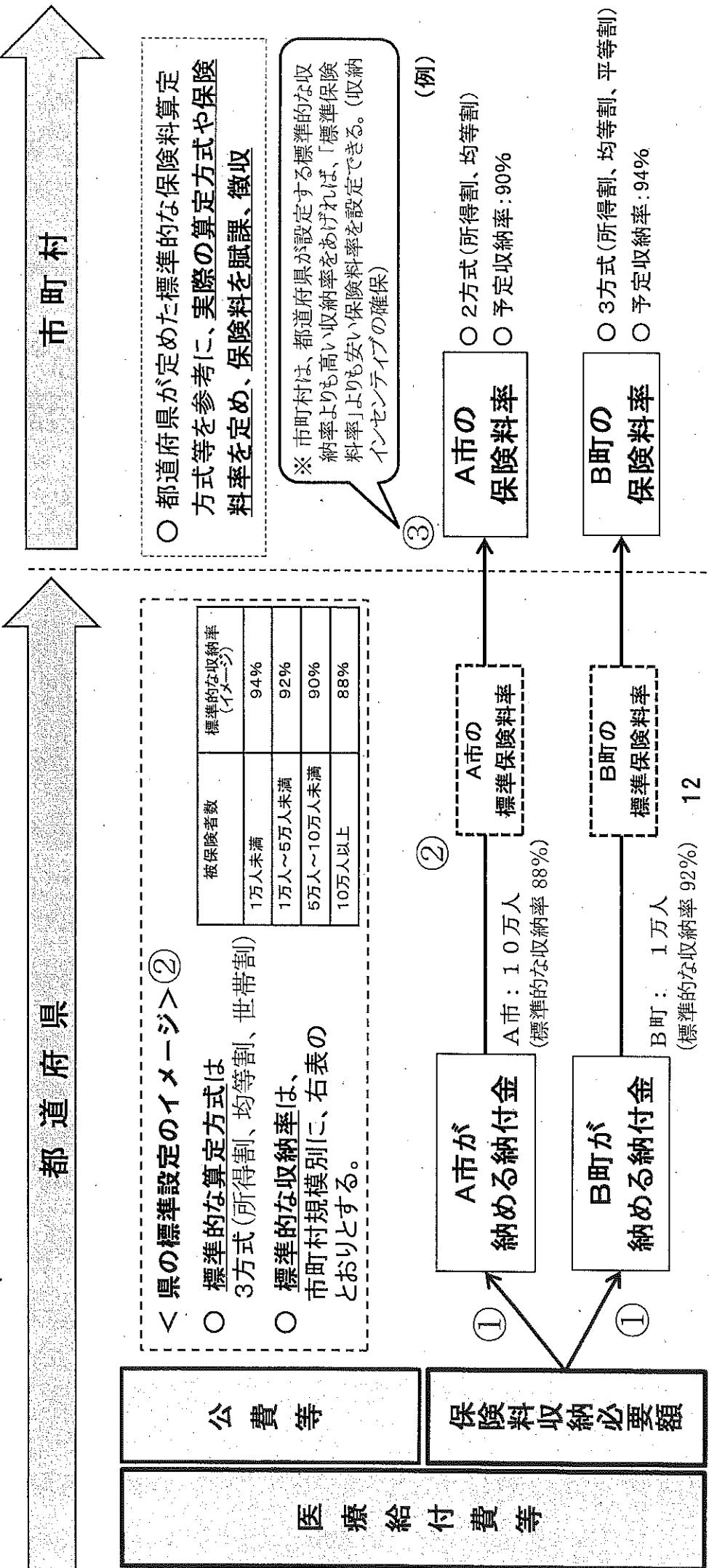
現行

改革後

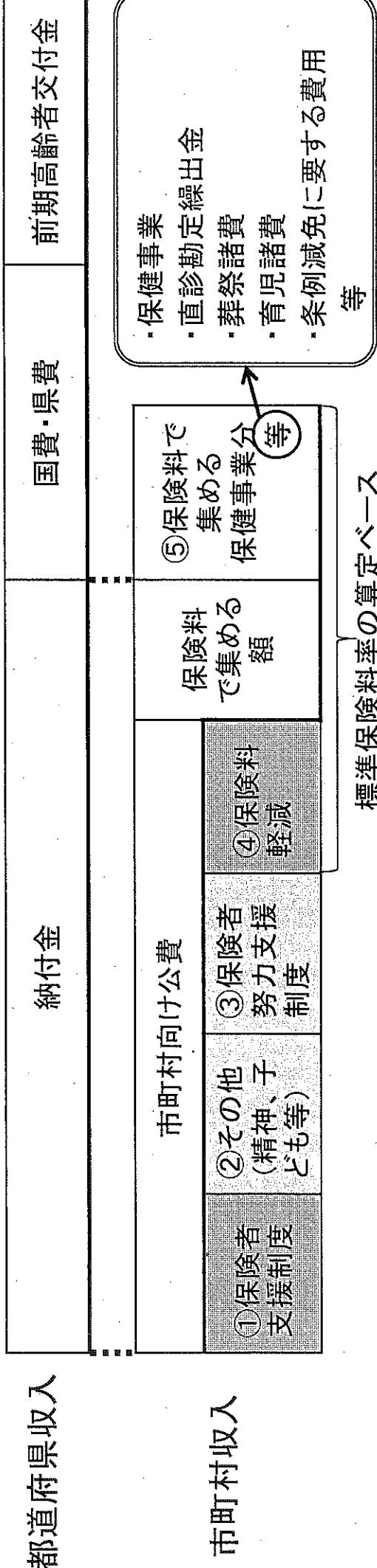


国保保険料の賦課・徴収の基本的仕組み（イメージ）

- 都道府県は、
    - ・ 医療費等の見込みを立て、市町村ごとの国保事業費納付金（※）の額を決定（①）
      - ※ 市町村ごとの医療費水準、所得水準を考慮
    - ・ 都道府県が設定する標準的な算定方式等に基づいて市町村ごとの標準保険料率を算定・公表（②）
  - 市町村は、都道府県の示す標準保険料率等を参考に、それぞれの保険料算定方式や予定収納率に基づき、保険料率を定め、保険料を賦課・徴収し、納付金を納める。（③）



# 標準保険料率の算定ベースについて



標準保険料率の算定ベース

①保険者支援制度	②その他 (精神、子ども等)	③保険者努力度	④保険料軽減	⑤保険料で集める保健事業分
○市町村の所与の事情に応じて決定された市町村に賦課された納付金から差し引いて標準保険料率を算定する。	○市町村の努力応じて交付されるため、一定の前提のもとでの推計を行い、納付金から差し引いて標準保険料率を算定する。	○低所得者に対する保険料軽減措置は、保険料率算定後に個別に行われるため、標準保険料率の算定ベース上には納付金から差し引かないで算定する。	○過去実績等を踏まえて算定。	○保険事業は各市町村ごとに取組が異なり、納付金に含めないが、標準保険料率の算定ベース上には納付金に加算して算定する。 ○国保運営方針等を踏まえ、過去実績や市町村の意見を参考に、算定する。 ※保健事業費が著しく低い市町村については、国保運営方針等を踏まえ一定規模を加算して算定。
○低所得者の被保険者数に応じて自動的に支援額が決定されるため市町村に賦課された納付金から差し引いて標準保険料率を算定する。	○過去実績や一定の前提のもとでの推計を行い算定する。	○過去実績等を踏まえて算定。		

# 財政安定化基金の設置

## 1. 趣旨

- 財政の安定化のため、給付増や保険料収納不足により財源不足になった場合に備え、一般財源から財政補填等を行う必要がないよう、都道府県に財政安定化基金を設置し、都道府県及び市町村に貸付・交付を行うことができる体制を確立する。

## 2. 内容

- 貸付…各年度、財源不足額を貸付。原則3年間で償還(無利子)
- 交付…特別な事情が生じた場合、モラルハザードが生じないよう留意しつつ、財源不足額のうち保険料収納不足額×1／2以内を交付

特別な事情に該当する場合 … 災害、景気変動等(詳細は、今後地方と協議の上、政省令で規定)

## 3. 基金規模等

- 2,000億円規模をめざし、国費で創設・順次積増することとし、平成27年度には200億円、平成28年度には約400億円を措置。
- 交付分に対する補填は各都道府県が決定。  
※国・都道府県・市町村(保険料、交付を受けた当該市町村が負担することを基本)で1／3ずつ補填

